知文、 を 罰則が設けられて í コン 投票の 表示することが義務付けら 氏名などの虚偽表示には ルアド ペ などの 当選の 依頼文、 ージなどには、 レスなどの お礼文などをパースのお礼文などをパースである。 画面 記に表示 ます。 連絡先 電子

インターネットでの

有権者は?候補者は?何がどう変わるの?

が提供され、現在を通じてさまざま 候補者が Ľ 投票を得または得させるため 候補者の当選を目的として、 てきました。(※選挙運動=運動の手段としては禁じられ 選挙期間中に 昭和25年に施行。 職選挙法」 に働きかける行為) 特定の選挙について、 必要不可欠となっ 選挙の 差を考慮し、 直接または間接に選挙人 ネッ 手続きを定めた は、 配布で これまでは選挙 現在の社会では 戦後間も 当時は てい 特定の るイン な 公公

されて

ます

(文書図画) **ジローでいるのである。 そんしい 資金力のある** の種類と枚 きるビラ 貧富 1)

> するため、 こうし ネッ ・ンタ た時代の が 普及してきまし ネッ た。 トを利用

ようになったサ 選 挙運動に

次のとおりです。インターネットの ッ \mathcal{O} (表 1 サ スは

ーイスブサ ッ クなど や の依頼などにの依頼などに

参照) タ IJ す。

フ①ェウ

③その他

S N S とあ 動画で配信することも可 が 演説会や選挙活動の また、 いさつすることも可能に とうございました」 × 選挙後にブログや ルで 「ご支援あ (様子を、 能で

ト選挙運動 まなサ 解 フ 禁 ・ビス **ത** たが、ハーネット

携帯電話や

· スマ

★ネッ

ようになりました。

その変更の

概要をお知らせ

します。

本广選挙管理委員会事務局

(内線420)

常選挙)から、

インターネッ

トを使った選挙運動ができる

後初めて公示される衆議院議員総選挙または参議院議員通

次の国政選挙(※公職選挙法改正法施行日の5月26日以

者の により、 政党や候補者の自由な討論が 動が可能になりました。 され、 禁止されてきまし 当たる」と判断され、 書図画を無制限に配ることに できるように した選挙運動はこれまで「文 質問に直接回答するなど 次の国政選挙からイン 政党や候補者が有権 になりました。これトを利用した選挙運 公職選挙法が改正 なることが 変化に対応 利用が 期待

動に利用できるようになったまでの期間)において選挙運があった日から投票日の前日選挙期間(立候補の届け出

利用できる

②電子メール 利用できます。 が見と候補者のな きる \mathcal{O} ルを送信す

政党と候補者 ること に限 ◆表1:解禁される情報発信方法とネットで選挙運動ができる人

項目 政党 有権者 ウェブサイト ホームページ・ブログなど) れ SNS る (フェイスブック・ツイッターなど) 電子メール 有料ネット広告

※電子メールの送信相手は(1)選挙についてのメール送信を求めた人 (2)政党のメールマガジンなどの受信者のうち、選挙運動用メール を「いらない」と発信元に伝えなかった人――に限定されます

★有権者ができること 注意すべきこと

補者や るほ 禁止されています。 発言には注意が必要です。 どが可能です。 前運動とみなされ、 われる場合があり な誹謗中傷を行う 由に発言できるようになりま ば、 選挙期間以外の活動は事 政党や候補者の支持を表 か 投票の 政党に質問することな ンター 未成年の選挙運動も ル以外の方法であれる。選挙期間 呼び掛けや、 ネット ますの ڂؚ かし、 禁止とな 罪に問 - 上で自 過度 で、 ま 候

信元を特定できるように 「なりすまし」対策として発 なお 他人が候補者を装う

ます け ン ター の声

す。ご注意ください。となどの行為は違反となり

ネット選挙へ **ത** 期 待

ネッ の す 活発になると期待されていま投票率が上がり、政治参加が ることも期待され ŧ 関わることで、 < いに に関心を持つことによっ 世代の 実現を目指すき よる選挙運動の また、 有権者全 \mathcal{O} トを通じて、 で以上に有権者 有権者が、 若い世代だけでな 政策本位の政治 1 体が 政党や ンタ 解禁は、 て っ 選挙運動に イ より 、候補者 ネッ 政治 て、 若

◆図1:有権者・候補者・政党などの選挙運動可能範囲



候補者 政党等 ○○党 ○○党へ (A) 私に清き 投票して 一票を! ください П

電子メール

△△花子 〈△△△@△△.ne.jp〉 このたびの選挙では、 ぜひ○○さんを 当選させましょう。

有権者が、電子メールで 選挙活動を行うことは禁止。



清き一票を、お願いします。

00

() 太郎

(注)・電子メールアドレスなどとは、電子メールその他のインタ ーネットなどを利用する方法により、その者に連絡する際 に必要となる情報であり、具体的には、返信用フォームの

※電子メールアドレスなどの表示義務

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブックなど)

動画共有サービス・動画中継サイトなど

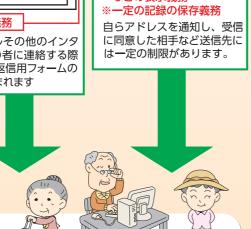
⟨△△△@△△.ne.jp⟩

このたびの選挙では、

是非○○さんを

当選させましょう。

URLやツイッターのユーザー名などが含まれます



出馬しました○○太郎です。 (000@00.ne.ip) 清き一票を、お願いします。 私は、このたびの選挙に

出馬しました○○太郎です。 ※氏名、電子メールアドレス

などの表示義務

電子メール

私は、このたびの選挙に

○ 太郎 〈○○○@○○.ne.jp〉

広報おうしゅう No. 88 (2013.6) 8